特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県粕屋町長

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

_1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	個人住民税に関する事務					
②事務の概要	個人住民税は、毎年賦課期日(1月1日)に町内に住所を有する個人に対し、提出された給与支払報告書、町民税・県民税申告書、確定申告書等の申告資料から住民の所得や控除等の情報を受領し、個人の市町村民税及び道府県民税(以下「個人住民税」という。)の税額を算出し、賦課、徴収を行う。原則として、住所を有する個人とは、住民基本台帳に記録されている者をいう。住民基本台帳の記録と住所が異なる場合であっても、その者がその市町村に住所を有すると認定された場合には住民基本台帳に記載されている者とみなして例外的に課税することができる。(住登外課税)市町村内に住所を有しない者で市町村内に家屋敷・事務所・事業所を有する個人に対し、町民税及び県民税の均等割を課することができる。(家屋敷課税)個人住民税の当初賦課、納税通知書及び納付書等の帳票発行、異動変更、各種証明書発行などの個人住民税賦課徴収事務において適正性及び公平性を確保するために、賦課資料として住基情報のほかに所得、障害、生活保護、扶養等の情報などの住民に関する正確な情報の収集が基礎となる。個人住民税の税額算出、賦課において個人番号及び法人番号の取得、又は提供を求め、これを利用する。地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、町県民税申告書等に記載されている者の番号取得・管害情報、生活保護情報、扶養情報等の課税に関する情報照会・住登外登録者(家屋敷課税合む。)への課税に係る該当者の番号取得及び住基照会・特別徴収義務者の番号取得・納税義務者が死亡している場合の相続人代表者指定届に記載欄を設け、番号を取得・納税義務者が死亡している場合の相続人代表者指定届に記載欄を設け、番号を取得					
③システムの名称	個人住民税システム、申告受付システム、収納管理システム、国税連携システム、eLTAX(審査システム・国税連携データ受信システム)、総合証明システム、納税管理人システム、返戻管理システム、宛名管理システム、住民記録システム、口座管理システム、中間サーバー、統合宛名連携サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						

- 1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 収納履歴ファイル、6. 口座情報ファイル、7. 宛名基本ファイル、8. 課税台帳ファイル、9. 事業所情報ファイル

0. 日圧情報ファイル、7. 宛石	空中ノバル、U. MULI III. J. T. M. J. M. J. T. M. J. M.
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の第16の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	(情報照会事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第20条
②法令上の根拠	(情報提供事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71 ,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 2 別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条
5 評価実施機関における	坦 当初 要

5. 評価実施機関における担当部署

一一 総務部 税務課	
① 如果	

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 税務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	直点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	<。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを通じた提供	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[〇]外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月1日	I-5②所属長	税務課長 石山 裕	税務課長 関 博夫	事後	所属長変更により
平成29年2月16日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 収納履歴ファイル、6. 口座情報ファイル、7. 宛名基本ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 収納履歴ファイル、6. 口座情報ファイル、7. 宛名基本ファイル、8. 課税台帳ファイル、9. 事業所情報ファイル	事前	
平成29年7月24日	I-5②所属長	税務課長 関 博夫	税務課長 中原 一雄	事後	所属長変更により
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	税務課長 中原 一雄	税務課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目	平成27年3月6日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	新設	事後	様式変更
令和1年6月28日	(情報提供事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31 9,40,42,48,54, 57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74 1,92,94,97,101,102,103,106,107,108,11 116,117,120の項 2 別表第二省令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23 2,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45, 47,49,50,51,53,54,55,58,59条		(情報提供事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の第 1.2.3.4.6.8,9.11,16.18.20.23.26.27.28,29.31.34,35.3 7.38,39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66. 67.70,71.74.80.84.85の2. 87.91.92.94.97.101.102,103,106,107,108,113,114, 115,116,119の項 2 別表第二省令第 1.2.3.4.6.7.8.10.12,13,14.16,19.20.21,22.22の3,22 04.23.24,2402,2403,25,26の3,27,28,31,31の 2.31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43 04,44,4402,45, 47,49.49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条	事後	法令の改正により